



1月11日、海上自衛隊のP3C哨戒機部隊が飛び立った。今回の中東海域への自衛隊派遣は、東アフリカのソマリア沖アデン湾での情報収集が任務となっている。護衛艦「たかなみ」も派遣される。しかし、今回の決定は、新たな特別措置法などの国会承認を経たものではなく、昭和29年に施行された防衛省設置法の「調査・研究」を根拠に行われている。問題は、66年もの施行時点で、現在の情勢は想定されていないのであり、この法律による自衛隊の海外派遣は国会手続きを行わずにできるということにある。

なぜ、国会審議も行わず、「調査・研究」などという曖昧な目的を持たせ、派遣に踏み切ったのか。この背景には、当然にもトランプ米大統領の呼びかけによる対イランの有志連合構想に引張られた事は、想像に難くない。しかし、イランとの友好関係もあり、結果的に両国へすり寄り、安倍首相の面目を取り繕っただけではないか。

ウソ・誤魔化しを排除し、職場を原点にした組織の強化・拡大をつくり出そう!

壮行行事で河野太郎防衛大臣は、派遣される隊員の家族に対して「今回出国する隊員の皆様から、新たに情報収集という任務が付け加わる。隊員が健康・安全に任務を遂行できるようにバックアップしていく」と話した。部隊が活動するアデン湾の沿岸国イエメンは、親イラン武装組織フーシ派が活動していると聞く。昨年末には、アフガニスタンで現地のために活動していた中村哲医師が、武装勢力に襲われ、非業の死を遂げている。あれだけ現地のために尽くした日本人医師が、親日と言われる地で銃撃されたことを考えれば、安全な地域など無いに等しい。それにも拘わらず、「安全に任務遂行ができるようバックアップする」と遠く離れた安全な地に身を置き「命令」だけしている大臣に何が出来るのだろうか?

昨年の「桜を見る会」に関する名簿処分問題も今年になって、法律違反や業務違反など官僚の問題として公表されてきたが、そもそも安倍首相の国会答弁では何も問題がなかったかのように、振る舞っていたのではないかとそれを自分の立場が危うくなる

と感じ取るや否や、トカゲのしっぽ切りのように官僚に一切の責任を押し付けて乗り切ろうとしている姿は、一国の長としてあるまじき姿である。まさに、安倍政権のウソとごまかしによる弱者切り捨ては、もはや許されるものではない。今こそ、私たちは、労働者の視点で、権力者のウソや誤魔化しに乗せられることなく、真実を追求していかねばならない。

今、JR東労組内の一部の役員が、「形式は違っているが、内容は正しい」と語り、結果、真実を無視し、ウソや誤魔化しによって、組合員を引き回している事象が立ち現れている。それは、この間の大会や委員会という機関開催で決定した方針を執行している中央本部を、あたかも間違っているかのように描き出し、決定した方針を無視し、出鱈目な組織運営を正当化し、その側から組合員に伝えることで、本部と組合員との距離をあえて作りだし、混乱させている現実である。

この様な事は、単一組織として有り得ず、絶対に許されることではない。様々な意見や主張があっても決定した方針を実現するため、一致団結して運動を行わなければ、大きな力を使い開いた機関決定が水泡に帰す。自分たちの主張と違うから、何を決定しようが「自分たちは自分たちのやり方のようにやる」となれば、もはや単一組織と呼べない。そもそも私たちは、改良組織としての労働組合である。だから、組織を強化しつつ、結果する組合員の負託に応えていくことが求められているのである。しかし、改良組織であるがゆえに、100%の勝利は限りなく難しく苦渋の選択もあり得る。ましてや組織内において、組織弱体化を目的意識的に行っているのかのような動きがある中では、尚のこと難しいと言わざるを得ない。

この様な否定的現実を作り出している機関役員は、直ちに自分の立場を再認識するべきである。中央本部は、当たり前の労働組合として、今後も機関決定を着実に推進し、結果する組合員・家族の幸福のために、「新生JR東労組運動」を全組合員とともにつくり出そう。

スグがあるので最後の手段「直接やられた個人が訴訟を起こすことには統制はかけられない。それを分會長が「個人を支える会」というものを立ち上げて記者会見をやるのはどうか」とアドバイスを受けています。【組織部報No.5、No.15】

さらに2019年2月、顧問弁護士以外の弁護士から「顧問弁護士の件、組織としてやると本部から統制かけられるかもしれない」「例えばOBなどが中心となって、基金をつくるのは大丈夫。その基金委員会が法律相談を受け付ける」と再度アドバイスがされています。【組織部報No.18】

意図的に、JR東労組の方針とは違うやり方を、顧問弁護士以外の弁護士からアドバイスを受けて、様々なことを行っていると言っても過言ではありません。私たちは争議団化するつもりもありませんし、なるつもりもありません。まさに、労働組合としての根本を否定していることであり、断固認める訳にはいきません。

意図的な大会決定を違反する行為は統制処分に値する

2018年4月12日に開催した第35回臨時大会の運動方針の一つは、「3. 不当労働行為については、12地本の統一闘争へと高めていくために、職場のたたかいは基礎に、団体交渉を精神的に行い、その後第三者機関の活用、推薦議員への要請などを行う」でした。しかし、この運動方針は、代議員13名が提出した「3. 不当労働行為については、12地本の統一闘争へと高めていくために、職場のたたかいは基礎に団体交渉を精神的に行う。そのために各労働委員会への不当労働行為救済申し立てについては、一旦取り下げ」という修正動議が可決され、大会方針となったのです。

その理由は、「第三者機関の活用は、これまで中央本部へ上申した上で活用されてきたが、今回の各労働委員会への不当労働行為救済申し立ては、中央本部への相談や承認もままままに行っており、組織内に確立した慣習・慣例を逸脱したものである。このような行為は、労使関係を崩壊させかねない事態であり、会社に労働協約を破棄する口実を与えかねない事態であり、看過できない」といった内容です。よって、これら一連の行為は、第35回臨時大会の方針違反であり、機関運営として違反した行為と言えます。

委員長の挨拶でも述べましたように、本日(1/

8) 第9回臨時中央執行委員会を開催し、これらの問題について議論し次の11項目を確認してきました。

- ①東京地方本部が発出した12月31日の声明は何を意味しているのか分からない。
- ②第三者機関の活用に至っては、これまで中央本部へ上申した上で活用されてきたが、中央本部への相談や承認もままままに行っており、組織内に確立した慣習・慣例を逸脱したものである。
- ③今回の事態は、不当労働行為に対するたたかい方を決めた大会決定に反する。
- ④今回の個人訴訟は、本部はもとより12地本の総意に基づき行動ではない。
- ⑤もはや、組織内において別組織として行動していると言われても致し方ない。
- ⑥組織としては統制処分には値する。
- ⑦東京地本とは引き続き、個人訴訟の詳細と申一書の議事録の提出を求めて議論していく。
- ⑧今回の事態は東京地本指導部の問題である。
- ⑨指令第18号を逸脱し、マスコミ対応を行っている。
- ⑩統制処分については、東京地本と議論した上で検討する。

⑪東京地本PAXニュース等書かれている様々な事実誤認については別途検討し議論する。

第9回臨時中央執行委員会の確認とこれらの事態を全組合員に明らかにし、一方的な反組織行為を断固許さない意思統一を行ってください。また、機関役員でありながら反組織行為を公然と発言または情報化したものは、統制処分には値する考えます。速やかに本部・組織部に情報を集約していただくように要請いたします。(1/10指令29号発出)

「職場でたたかう」方針こそ、私たちがとるべき道

私たちのたたかいは、JR東海労の仲間から「第三者機関に申し立てても不当労働行為は16年間止まらなかつた。でも、不当労働行為をされた本人と仲間がその場で会社とたたかえば、その組合員に対する不当労働行為は止まる。しかし、その場合、第三者機関に依存してはだめだ。重要なのは不当労働行為を跳ね返すたたかいをどれだけ職場の中でつくり、不当労働行為に負けず組織をどれだけ強化できるかが勝負だ」と語ってくれました。

まさに、このたたかいを教訓に、多くの仲間は実践

しています。大宮地本では、連日現場長に抗議し、団体交渉を経て、「管理者の皆さんへ」という書面を引き出し、不当労働行為を食い止めてきました。そして、全国の仲間にも勇気を与え、最近では、緑の風号外(2019・12・20)でも紹介していますが、秋田地本のたたかいは、千葉地本のたたかいなどがあります。具体的な事象に基づいて、団体交渉を行い、不当労働行為を食い止め、関係者に処分まで出されています。このことは、労働組合としてのチェック機能をある意味果たしていると言えます。

ちなみに国労は、国鉄改革以降、JR各社では約200件の不当労働行為が認定されました。国鉄改革から10年以上が経過した頃、国労はいくつかの不当労働行為に対して勝利するものの、直接的な脱退後意に加え、昇進差別や出向の不当労働行為は止まらず、組合脱退が止まらない状況に陥りました。

この国労のたたかいを否定するつもりはありません。しかし、このたたかいを教訓化すれば、「職場でたたかう」方針こそ、私たちがとるべき道だということになります。

職場では、問題が山積しています。今私たちの最大の課題は、「組織力」を再生させるための組織強化・拡大と総団結です。今後も矢張り早に示される施策に立ち向かっていくためには、「JR東労組」が必要であり、その「組織力」の強化をもとに団体交渉等要求が実現出来る組織力を、再構築することです。

憲法改正に反対する仲間と広範につねりをつくり出そう

安倍首相は、令和2年の年頭所感を発表し、全世代型社会保障制度の実現に取り組み考えを強調するともに、憲法改正への意欲を改めて示しました。

私たちはこの間「憲法改悪反対」を明確にしてきましたが、これまで以上に憲法改正に反対する仲間と広範につねりをつくり出していきます。

JR東労組は、今年一年も職場の組合員を原点として、たたかい抜きます。「新生JR東労組運動」の旗のもとに結集し、共にたたかいていきましょう!

※文中に出てくる【組織部報】は、直前の文章の内容を掲載しているものです。JR東労組ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。